

| | | |
|--|---|----------------------------|
| 処 分 等 の 種 類 | 業務停止命令 15日間（業務停止期間 令和6年6月15日から令和6年6月29日） | |
| 事 実 発 生 年 月 日 | 令和3年 1月 6日 | |
| 事 実 探 知 の 動 機 | 賃貸契約委託者からの相談 | |
| 聴 聞 年 月 日 | 令和6年 3月12日 | |
| 処 分 年 月 日 | 令和6年 5月29日 | |
| 違 反 条 項 又 は 該 当 条 項 | 宅地建物取引業法第46条第2項 | |
| 処 分 等 の 根 拠 条 項 | 宅地建物取引業法第65条第2項 | |
| 被 処 分 者 | 商 号 又 は 名 称 | 株式会社コヒマル・カンパニス |
| | 代 表 者 | 代表取締役 大嶋 正行 |
| | 免許番号及び免許年月日 | 北海道知事 後志（2）第419号 令和6年1月21日 |
| | 主たる事務所の所在地 | 岩内郡岩内町字高台84番地7 |
| <p>処分等の理由</p> <p>被処分者は、令和3年1月から令和4年12月の間に行った居住用建物の賃貸借の媒介245件において、法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の限度額を超えて、広告料の名目で報酬を受領していたことが認められた。</p> <p>なお、この報酬により賄われた広告料は、貸借の媒介にあたって通常必要とされる程度の広告に係るものと認められることから、このことは、宅地建物取引業法第46条第2項の規定に違反し、同法第65条第2項第2号に該当する。</p> | | |
| 原 因 者 | <ul style="list-style-type: none"> ・業者個人又は法人である業者の代表者（取引士資格あり／なし） ・代表者以外の役員又は政令使用人（取引士資格あり／なし） ・一般セールスマン（取引士資格あり／なし） | |

（記載上の注意）

- 1 記入該当事項がないときは、該当欄に斜線を引いてください。
- 2 違反条項又は該当条項欄は、違反態様が重複するものについては、主な違反条文とその他の違反条文（従）とに分けて記載してください。この場合、主な違反条文は、必ず一つとしてください。
- 3 処分等の理由欄は、違反事実がよくわかるように具体的に記載してください。
- 4 原因者欄は、該当するものに○をつけてください。原因者とは、トラブルの中で実質的に責任が最も重いと判断される者をいい、複数の取引が原因で複数の者が責任ある場合には、2つ以上の○をつけても構いません。